



2010年1月1日以降始期用

国内旅行総合保険・国内航空傷害保険 ご契約のしおり

ご契約者の皆様へ

この「ご契約のしおり」は国内旅行総合保険・国内航空傷害保険についての大切なことがらを記載したものです。ご一読のうえ、保険証券または保険契約証と共に大切に保存くださいますようお願いいたします。（なお、ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。）

もし、おわかりにくい点、お気づきの点がありましたら、ご遠慮なく代理店または弊社にお問い合わせください。

また、添付の保険約款もあわせてご確認くださいますようお願いいたします。

事故受付
サービス

安心電話待機中!

東京海上日動安心110番
*
1 1 0

「フリーダイヤル」

☎0120-119-110

暮らしに関する無料電話
相談サービス

介護・健康に関するご相談から
暮らしのインフォメーションまで

デイリー
サポート

「フリーダイヤル」

☎0120-285-110

東京海上日動のサービス体制なら安心です

〈東京海上日動のお客様向けサービス〉

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

○受付時間：24時間365日

○ご連絡先：フリーダイヤル **0120-119-110** “事故は119番－110番”

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます)

※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

●事故の受付・ご相談

事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。

いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

デイリーサポート

暮らしに関する無料電話相談サービス

介護・健康に関するご相談から暮らしのインフォメーションまで、あなたのデイリーライフをバックアップします。お気軽にお電話ください。* 1

●内容

①身の回りの法律に関するご相談 * 2

②身の回りの税金に関するご相談 * 2

③介護保険制度やケアプランについてのご相談、各種介護関連事業者のご案内等介護全般に関わること

④看護師による健康についてのご相談

⑤公的年金等の社会保険に関するご相談 * 2

⑥グルメ・レジャー・冠婚葬祭等暮らしの様々な情報のご提供

⑦介護の仕方や介護保険制度、各種介護関連事業者等の介護に関する様々な情報のご提供

●受付時間

①③⑤ 平日午前9時～午後5時 ② 平日午後2時～午後4時 ④ 24時間365日

⑥ 平日午前10時～午後4時

(※①②③⑤⑥は、いずれも土曜・日曜・祝祭日を除きます。)

●お問い合わせ

①②③⑤⑥ フリーダイヤル **0120-285-110**

④ フリーダイヤル **0120-262-772**

⑦ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>

* 1 ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者（法人は除きます。）、被保険者（保険の対象となる方をいい、法人は除きます。）、またはご契約者もしくは被保険者の配偶者・同居の親族（以下相談対象者といいます。）に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、相談対象者のうちのいずれかの方からの直接の相談に限ります。

* 2 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。

*各サービスは、弊社提携会社を通じてご提供します。

*サービスメニューは、予告なく変更となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了承ください。

*サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「証券番号または契約証番号」「ご連絡先」等をご確認させていただきますのでご了承ください。

● ご契約の際のご注意 ●

- 告知義務（ご契約時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務）：**申込書等に★が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。申込書等に★が付された事項は、ご契約時に申込書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。この保険では、告知事項は、以下の事項となります。
 - ①旅行行程中または航空機搭乗中にお仕事に従事する場合には、その内容
 - ②他の保険契約等^{*1}を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます。）

（*1）「保険契約等」とは、普通傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、家族傷害保険、所得補償保険、積立型の傷害保険等の保険契約または共済契約をいいます。

なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 死亡保険金受取人の指定：**
 - ・死亡保険金は原則として法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず被保険者（保険の対象となる方）の同意を得てください。同意のないままにご契約をされた場合、保険契約は無効となります。
 - ・企業等がご契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とするご契約については、被保険者のご家族等に対し、保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。
- 責任開始期（保険の補償が開始される時期）：**保険責任は、保険期間（保険のご契約期間）の初日または搭乗日の午前0時に開始します。
 - ・保険料は特定の特約をセットした場合を除き、ご契約またはご契約の変更と同時に支払ってください。

保険期間が始まった後であっても、以下の損害等に対しては保険金をお支払いできません。

 - ・ご契約の代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害等
- 死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の設定についてご注意ください：**各保険金額とも引受の限度額がございます。死亡・後遺障害保険金については、被保険者の年齢・年収等に応じた引受の限度額があり、特に被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合や、被保険者の同意がない場合にはご注意ください。
- 保険料領収証：**保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。

● ご契約後のご注意 ●

- 保険証券（または保険契約証）について：**保険証券（または保険契約証）が、旅行出発前にとどかないときは、お手数ながらご契約の代理店または営業店へご照会ください。ご照会に際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券（または保険契約証）をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申し込みいただきますようお願いいたします。
- ご契約者の住所等を変更した場合：**ご契約者の住所等を変更した場合にはご契約の代理店または弊社にご連絡ください。
- 解約と解約返れい金：**ご契約の解約は、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。一定の条件を満たす場合には、被保険者（保険の対象となる方）からのお申し出によりご契約を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細につきましては、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、ご契約者から被保

険者全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

国内旅行の場合

- ・返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご契約はぜひ継続されることをご検討ください。
- ・契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還させていただくことがあります。

国内航空の場合

- ・解約されても、すでに払い込まれた保険料は返還できませんのでご注意ください。

● もし事故が起きたときは ●

事故が発生した場合：事故が発生した場合には、30日以内にご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
 - ・住民票、戸籍謄本等の被保険者（保険の対象となる方）または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
 - ・レントゲン・MRIなどの傷害または疾病の程度を証明する書類または証拠
 - ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- 被保険者に保険金を請求できない事情があり、代理人がない場合は、被保険者の配偶者または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 賠償事故の場合、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被保険者ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

● 代理店の役割 ●

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

弊社代理店はご契約者のみなさまのご契約状況を常に承知いたしております。ご契約内容についてのご照会等は弊社代理店または弊社にお申し出ください。

● ご契約内容および事故報告内容の確認について ●

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について(社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。

確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、弊社にお問い合わせください。

● 目 次 ●

国内旅行総合保険の概要	1
国内航空傷害保険の概要	5
普通保険約款および特約	7

●この約款・特約に記載されている「午後12時」とは、24時間表記でいう24時をさします。

国内旅行総合保険の概要

(詳しくは普通保険約款および特約をご確認ください。)

国内旅行総合保険とは、国内旅行傷害保険^(注)に賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約などをセットしたものをいいます。

(注) 傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約がセットされたものをいいます。

●対象となるケガ

ご旅行（日本国内）の目的をもってご自宅を出発されてから、ご自宅にお戻りになるまでの間の急激かつ偶然な外来の事故^{*1}によるケガ^{*2}に対して保険金をお支払いします。

※1 「急激かつ偶然な外来の事故」とは次のとおりです。

- (1) 「急激」とは、いいかえれば突発的に発生することを意味します。傷害の原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった「事故」から結果としての「傷害」までの過程が直接的で、時間的間隔のないことを意味します。
- (2) 「偶然」とは、予知されない出来事をいいます。傷害保険でいう偶然とは、「事故の発生が偶然であるか」、「結果の発生が偶然であるか」、「原因、結果とも偶然であるか」のいずれかであることを必要とします。
- (3) 「外来」とは、傷害の原因が被保険者（保険の対象となる方）の身体の外からの作用によることをいいます。

●「急激かつ偶然な外来」の条件を満たす事故には、例えば次のものがあります。

観光中にケガ



スキーで骨折



旅館で転倒









●職業病、テニス肩等のような急性性、偶然性、外来性を欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。




※2 「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

●保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合


被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

お支払いする 保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金 	保険金をお支払い しない主な場合 
	<p>死亡保険金</p> <p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）。</p>	<p>死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者（保険の対象となる方）の法定相続人にお支払いします。</p> <p>①すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。</p>	<p>●ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ</p> <p>●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ</p> <p>●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ</p> <p>●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ</p> <p>●妊娠、出産、流産によるケガ</p> <p>●外科的手術などの医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ</p> <p>●戦争、内乱、暴動などによるケガ（*）</p>
<p>後遺障害 保険金</p> 	<p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。</p>	<p>（後遺障害の程度に応じて）死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。</p> <p>①保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<p>●核燃料物質の有害な特性などによるケガ</p> <p>●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ポップスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ（補償する場合には別途割増保険料をお支払いいただきます。）</p>
<p>入院 保険金</p> 	<p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合。</p>	<p>入院の日数（実日数）に対して1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p>①ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。また、入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	<p>●自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ</p> <p>●おちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの など</p> <p>（*）戦争危険等免責に関する一部修正特約が自動的にセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。</p>
<p>手術 保険金</p> 	<p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において所定の手術を受けられた場合。</p>	<p>（手術の種類に応じて）入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。</p> <p>①ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。</p>	<p>●おちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの など</p> <p>（*）戦争危険等免責に関する一部修正特約が自動的にセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。</p>
<p>通院 保険金</p> 	<p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）による医師の治療を受けられた場合。</p>	<p>通院の日数（実日数）に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。</p> <p>①ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日を限度とします。また、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	<p>●おちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの など</p> <p>（*）戦争危険等免責に関する一部修正特約が自動的にセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。</p>  

- 上記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急激性、偶然性、外来性を欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。（例えば職業病、テニス肩 等）
- 「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。

お支払いする 保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
<p>賠償責任 保険金 (オプション)</p> 	<p>日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合。</p>	<p>損害賠償金の額をお支払いします。</p> <p>①ただし、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。</p> <p>(※1) 損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。</p> <p>(※2) 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)の故意による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●受託品に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。) ●車両(ゴルフカート、レンタカーを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃器(空気銃を除きます。等)の所有、使用などに起因する損害賠償責任 ●同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>携行品損害 保険金 (オプション)</p> 	<p>日本国内旅行中の偶然な事故により、携行品(※1)に損害が生じた場合。</p> <p>(※1) 携行品とは、被保険者(保険の対象となる方)が所有かつ携行する身の回り品をいい、現金・乗車船券・宿泊券、衣類、カメラなど一式をいいます。</p> <p>(※) 有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、稿本、設計書、船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)、自動車(バイクを含みます。)、山岳登山中の登山用具、コンタクトレンズ、義歯、動植物などは含まれません。</p>	<p>(携行品1個、1組または1対について10万円を限度として) 損害額(※2)をお支払いします。</p> <p>①乗車券等または通貨等については合計5万円を限度とします。</p> <p>(※2) 損害額は、時価額または修繕費の低い方をいいます。</p> <p>(※1) 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、損害賠償請求権の保全手続費用についても、お支払いすることができます。ただし、携行品損害保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。</p> <p>(※2) 1回の事故ごとに免責金額(自己負担額)3,000円をご自身で負担していただきます。お支払いする保険金＝損害額－3,000円</p> <p>(※3) 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)または保険金受取人の故意または重大な過失による損害 ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●保険の対象が通常有する性質や性能の欠如、自然の消耗、性質による変質・変色 ●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ●戦争・内乱・暴動などによる損害(※) ●核燃料物質の有害な特性などによる損害 ●置き忘れ、紛失など ●差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置を除きます。) ●山岳登山、ハングライダーなどを行っている間に生じたその運動用具の損害 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※) 戦争危険等免責に関する一部修正特約が自動的にセットされているため、テロ行為による損害はお支払いの対象となります。</p>

●「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。

お支払いする 保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
救 援 者 費 用 等 保 険 金 (オプション) 	①日本国内旅行中に搭乗する航空機や船舶が行方不明または遭難した場合。 ②日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などにより確認された場合。 ③日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）または継続して14日以上入院された場合。	ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）または被保険者の親族が負担した下記の費用をお支払いします。 ①ただし、救援者費用等保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 ①捜索救助費用 ②現地への1往復分の交通費（救援者2名分まで） ③宿泊料（1名につき14日分を限度とし、救援者2名分まで） ④現地からの移送費用（*1） ⑤現地での諸雑費（3万円まで） （*1）帰宅運賃のうち払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額はこの費用の額から差し引きます。 （※）他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）または保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●けんかや自殺・犯罪行為による事故 ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故（補償する場合には別途割増保険料をお支払いいただきます。）（*1） ●自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間の事故 など （*1）捜索救助費用については、割増保険料をいただいた場合でもピッケル・アイゼンなどの登山用具を使用する山岳登山の行程中に遭難したることによって支払った費用はお支払いの対象となりません。

●「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。

国内航空傷害保険の概要(詳しくは普通保険約款および特約をご確認ください。)

国内航空傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内航空傷害保険特約をセットしたものをいいます。

●対象となるケガ

日本国内において、次の間に生じた急激かつ偶然な外来の事故^{*1}によるケガ^{*2}に対して保険金をお支払いします。

1. 航空機に乗客として搭乗中
2. 搭乗者に限り入場が許される飛行場構内にいる間
3. 航空機が不時着陸した場合、引き続き目的地へ赴くためまたは出発地へ戻るために航空会社提供の交通乗用具に乗客として乗っている間

(ご注意)

- 上記2および3の間が補償されるのは、被保険者(保険の対象となる方)が定期・不定期航空運送事業者の運行する路線を定める航空機に搭乗する場合に限りです。

※1「急激かつ偶然な外来の事故」とは、次のとおりです。

- (1)「急激」とは、いいかえれば突発的に発生することを意味します。傷害の原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった「事故」から結果としての「傷害」までの過程が直接的で、時間的間隔のないことを意味します。
- (2)「偶然」とは、予知されない出来事をいいます。傷害保険でいう偶然とは「事故の発生が偶然であるか」、「結果の発生が偶然であるか」、「原因、結果とも偶然であるか」のいずれかであることを必要とします。
- (3)「外来」とは、傷害の原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

- 「急激かつ偶然な外来」の条件を満たす事故には、例えば次のものがあります。

飛行機の火災

タラップからの転落

航空機が墜落



- 職業病、テニス肩等のような急激性、偶然性、外来性を欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

※2「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

●保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合
 被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

お支払いする保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）。	死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者（保険の対象となる方）の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方にお支払いします。 ①すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産によるケガ ●外科的手術などの医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動などによるケガ（*） ●核燃料物質の有害な特性などによるケガ ●おうちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの など
後遺障害保険金 	日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	（後遺障害の程度に応じて）死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。 ①保険期間（保険のご契約期間）を通じて合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	（*）戦争危険等免責に関する一部修正特約が自動的にセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。
入院保険金 	日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合。	入院の日数（実日数）に対して1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。 ①入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
手術保険金 	日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、上記入院保険金がかかる場合において、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において所定の手術を受けられた場合。	（手術の種類に応じて）入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。 ①ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。	
通院保険金 	日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）による医師の治療を受けられた場合。	通院の日数（実日数）に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日を限度とします。また、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。 ①入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。	

●上記におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

傷害保険普通保険約款

〔傷害保険普通保険約款に、P. 19の国内旅行傷害保険特約をセットしたものを国内旅行傷害保険、P. 20の国内航空傷害保険特約をセットしたものを国内航空傷害保険といたします。〕

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行(*1)または試運転(*2)をいいます。 (*1) いずれもそのための練習を含みます。 (*2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(*1) (*1) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(*1)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (*1) 水上オートバイを含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。

用語	定義
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- 当社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故(*1)によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。
- (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*2)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
(*1) 以下「事故」といいます。
(*2) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者(*1)または被保険者の故意または重大な過失
②	保険金を受け取るべき者(*2)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ア. 法令に定められた運転資格(*3)を持たないで自動車等を運転している間 イ. 酒に酔った状態(*4)で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
⑤	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑥	被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦	被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑧	被保険者に対する刑の執行
⑨	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*5)
⑩	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑪	核燃料物質(*6)もしくは核燃料物質(*6)によって汚染された物(*7)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑫	⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑬	⑪以外の放射線照射または放射能汚染

り、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくはは態様により自動車等を使用している間

第5条（死亡保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(*1)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 第32条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第32条(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(*1) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第6条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{別表2に掲げる}}{\text{割合}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、当社は、事故の発生日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表2に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表2の1.(3)、(4)、2.(3)、4.(4)および5.(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表2の7. から9. までに掲げる上肢(*1)または下肢(*2)の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。

- (5) 既に身体に障害のあった被保険者が第2条の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表3のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表2に掲げる割合を適用して、

- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群(*8)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、保険金を支払いません。

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(*4) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(*5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(*6) 使用済燃料を含みます。

(*7) 原子核分裂生成物を含みます。

(*8) いわゆる「おちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する保険料を支払っていない場合は、保険金を支払いません。

①	被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
②	被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間 ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記イ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。 イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

後遺障害保険金を支払います。ただし、既存障害(*3)がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

加重された後の後遺障害の状態 - 既存障害(*3)に 適用する に対応する割合 = 割合

(6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

(*1) 腕および手をいいます。

(*2) 脚および足をいいます。

(*3) 既にあった身体の障害をいいます。

第7条 (入院保険金および手術保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、下表のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、入院保険金を被保険者に支払います。

①	入院した場合
②	別表4のいずれかに該当し、かつ、治療を受けた場合

(2) (1)の入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。

入院保険金 × (1)の表の① または②に 該当した日数 = 入院保険金の額

(3) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*1)であるときには、その処置日数を含みます。

(4) 当社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。

(5) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(6) 当社は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として別表5に掲げる手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

入院保険金 × 手術の種類に応じた 手術保険金 別表5に掲げる倍率 = 日額 (*2) の額

(*1) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされた

ものとみなされる処置を含みます。

(*2) 1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

第8条 (通院保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなおった時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

通院保険金 × 通院した 日数(*1) = 通院保険金の額

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(3) 当社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、第7条(入院保険金および手術保険金の支払)の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 当社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(5) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(*1) 90日を限度とします。

第9条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されなるときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条 (他の身体の障害または疾病の影響)

(1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第11条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（*1）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。
（*1）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第12条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(2)に規定する事実がなくなった場合
②	当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(*1)
③	保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項について、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④	当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

- (4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した傷害については適用しません。

（*1）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その事実を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合

または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。

- (3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率(*1)が変更前料率(*2)よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(*3)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(*2)の変更後料率(*1)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (4) (3)の規定は、当会社が、(3)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払うことについて被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしなくて1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実(*3)があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (5) (3)の規定は、職業または職務の変更の事実(*3)に基づかず発生した傷害については適用しません。
- (6) (3)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(*3)が生じ、この保険契約の引受範囲(*4)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(*3)が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
（*1）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
（*2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
（*3）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
（*4）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定められたものをいいます。

第14条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その事実を当会社に通知しなければなりません。

第15条（保険契約の無効）

下表に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

①	保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
②	保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(*1)に、その被保険者の同意を得なかったとき。

(*) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とする場合を除きます。

第16条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第17条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第19条（重大事由による解除）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②	被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③	他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
④	①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の表の①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第20条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、下表のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(*)を解除することを求めることができます。

①	この保険契約(*)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②	保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第19条（重大事由による解除）(1)の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
③	第19条(1)の表の③に規定する事由が生じた場合

④	②および③のほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑤	保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(2) 保険契約者は、(1)の表の①から⑤までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約(*)を解除しなければなりません。

(3) (1)の表の①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約(*)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

(4) (3)の規定によりこの保険契約(*)が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。

(*) その被保険者に係る部分に限りです。

第21条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生じます。

第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

(1) 第12条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 職業または職務の変更の事実(*)がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率(*)2と変更後料率(*)3との差に基づき、職業または職務の変更の事実(*)1が生じた時以降の期間(*)4に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(*)5は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実(*)1があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(*)2の変更後料率(*)3に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が

書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- (7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(※1) 第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(※2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(※3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(※4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、第13条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(※5) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第23条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第15条（保険契約の無効）の表の①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還－取消しの場合）

第17条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 下表の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

①	第12条（告知義務）(2)
②	第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(6)
③	第19条（重大事由による解除）(1)
④	第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(3)

- (2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、

保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

- (3) 第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(※1)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

- (4) 第20条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(※1)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(※1) その被保険者に係る部分に限りです。

第26条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。

- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、下表の時から、それぞれ発生し、これを行行使用することができるものとします。

①	死亡保険金については、被保険者が死亡した時
②	後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③	入院保険金および手術保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができる程度になおった時、第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)の表の①および②のいずれにも該当しない程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

④	通院保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活に支障がない程度になおった時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
---	---

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表7に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*1)または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 法律上の配偶者に限ります。

第28条 (保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
---	---

④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
---	---

(2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表に掲げる日数(*2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*3) 180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
③	(1)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から④までの事項の確認のための調査 60日
⑤	(1)の表の①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第27条(保険金の請求) (2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(*2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第29条 (当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当社は、第26条(事故の通知)の規定による通知または第27条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができま

す。

- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(*1)のために必要とした費用(*2)は、当社が負担します。

(*1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(*2) 収入の喪失を含みません。

第30条（時効）

保険金請求権は、第27条（保険金の請求）(1)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第32条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その事実を当社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後には保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその事実を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後には保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(*1)を死亡保険金受取人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

(*1) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、

その者については、順次の法定相続人とします。

第33条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその事実を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第34条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第35条（契約内容の登録）

- (1) 当社は、この保険契約締結の際(*1)、下表の事項を協会(*2)に登録することができるものとします。

①	保険契約者の氏名、住所および生年月日
②	被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
③	死亡保険金受取人の氏名
④	保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および被保険者の同意の有無
⑤	保険期間
⑥	当会社名

- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会(*2)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会(*2)および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にわたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合

のその公的機関以外に公開しないものとします。

(5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会(※)に照会することができます。

(※1) この保険契約が継続契約である場合には、保険契約継続の場合とします。

(※2) 社団法人日本損害保険協会をいいます。

第36条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第37条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条 (保険金を支払わない場合—その2) の表の

①の運動等

山岳登山(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(※2)操縦(※3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

(※2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(※3) 職務として操縦する場合を除きます。

(※4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(※5)を除きます。

(※5) パラプレーン等をいいます。

別表2 後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害

- (1) 両眼が失明した場合…………… 100%
- (2) 1眼が失明した場合…………… 60%
- (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合…………… 5%
- (4) 1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう)となった場合…………… 5%

2. 耳の障害

- (1) 両耳の聴力を全く失った場合…………… 80%
- (2) 1耳の聴力を全く失った場合…………… 30%
- (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合…………… 5%

3. 鼻の障害

- (1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合…………… 20%

4. 咀嚼^そしゃく、言語の障害

- (1) 咀嚼^そしゃくまたは言語の機能を全く廃した場合…………… 100%
- (2) 咀嚼^そしゃくまたは言語の機能に著しい障害を残す場合…………… 35%
- (3) 咀嚼^そしゃくまたは言語の機能に障害を残す場合…………… 15%
- (4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合…………… 5%

5. 外貌^{ぼう}(顔面・頭部・頸部をいう)の醜状

- (1) 外貌に著しい醜状を残す場合…………… 15%
- (2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cmの^{はんこん}癍痕、長さ3cmの線状痕程度をいう)を残す場合…………… 3%

6. 脊柱^{せき}の障害

- (1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合…………… 40%
- (2) 脊柱に運動障害を残す場合…………… 30%
- (3) 脊柱に変形を残す場合…………… 15%

7. 腕(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害

- (1) 1腕または1脚を失った場合…………… 60%
- (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合…………… 50%
- (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合…………… 35%
- (4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合…………… 5%

8. 手指の障害

- (1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合…………… 20%
- (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合…………… 15%
- (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合…………… 8%
- (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合…………… 5%

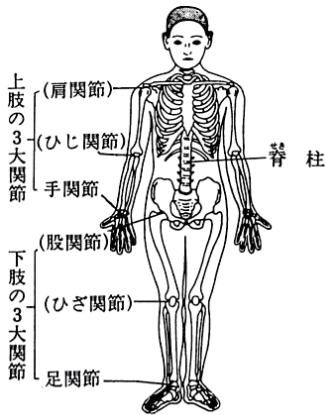
9. 足指の障害

- (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合…………… 10%
- (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合…………… 8%
- (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合…………… 5%
- (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合…………… 3%

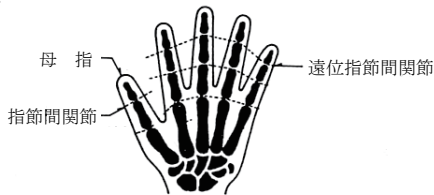
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を必要とする場合…………… 100%

注1 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

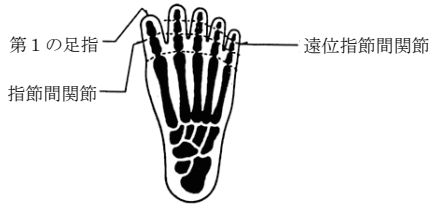
注2 関節等の説明図



手



足



別表3 第6条(後遺障害保険金の支払)(5)の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
 2. 両耳の聴力を全く失った場合
 3. 両腕(手関節以上をいう)を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
 4. 両脚(足関節以上をいう)を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
 5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
- 注1 3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」については別表2の注2の関節の説明図によります。
- 注2 3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表4 第7条(入院保険金および手術保険金の支払)(1)

の表の②の入院保険金を支払う状態

1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること

2. 咀嚼^そまたは言語の機能を失っていること
 3. 両耳の聴力を失っていること
 4. 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること
 5. 1下肢の機能を失っていること
 6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
 7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
 8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
- 注1 4. の規定中「手関節」および「関節」については別表2の注2の関節の説明図によります。
- 注2 4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表5 第7条(入院保険金および手術保険金の支払)(6)の手術

対象となる手術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術(単なる皮膚縫合は除く。) (1) 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術(いずれも25cm ² 未満は除く。)	20
(2) 瘢痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術(筋炎手術および抜釘術を除く。) (1) 筋、腱、腱鞘の観血手術(いずれも関節鏡下によるものを含む。)	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、靭帯の手術(抜釘術を除く。) (1) 四肢関節観血手術、靭帯観血手術(いずれも関節鏡下によるものを含む。)	10
(2) 人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術(抜釘術を除く。) (1) 四肢骨観血手術	10
(2) 骨移植術(四肢骨以外の骨を含む。)	20
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術(抜釘術を除く。) (1) 四肢切断術、離断術(骨、関節の離断に伴うもの)	20
(2) 切断四肢再接合術(骨、関節の離断に伴うもの)	20
6. 指移植の手術 (1) 指移植手術	40
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術(抜釘術を除く。)	10

対象となる手術	倍率
8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く。）	
(1) 脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）	20
9. 頭蓋、脳の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く。）	20
(2) 頭蓋内観血手術（穿頭術を含む。）	40
10. 脊髄、神経の手術	
(1) 手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術）	20
(2) 脊髄硬膜内外観血手術	40
11. 涙囊、涙管の手術	
(1) 涙囊摘出術	10
(2) 涙囊鼻腔吻合術	10
(3) 涙小管形成術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 眼瞼下垂症手術	10
(2) 結膜嚢形成術	10
(3) 眼窩プルーアウト（吹抜け）骨折手術	20
(4) 眼窩骨折観血手術	20
(5) 眼窩内異物除去術	10
13. 眼球・眼筋の手術	
(1) 眼球内異物摘出術	20
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
(3) 眼球摘出術	40
(4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術	40
(5) 眼筋移植術	20
14. 角膜・強膜の手術	
(1) 角膜移植術	20
(2) 強角膜瘻孔閉鎖術	10
(3) 強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術	
(1) 観血的前房・虹彩異物除去術	10
(2) 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10
(3) 虹彩離断術	10
(4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13. (2)に該当する。）	20
16. 網膜の手術	
(1) 網膜復位術（網膜剥離症手術）	20
(2) 網膜光凝固術	20
(3) 網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術	
(1) 白内障・水晶体観血手術	20

対象となる手術	倍率
(2) 硝子体観血手術（茎頭微鏡下によるものを含む。）	20
(3) 硝子体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(4) 中耳根本手術	20
(5) 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 鼻骨観血手術	10
(2) 副鼻腔観血手術	20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	
(1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術	
(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(1) 胸郭形成術	20
(2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術	40
(3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
24. 心、脈管の手術	
(1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	20
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹腔膿瘍切開術を除く。）	40
(2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	20
(3) 尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く。）	20

対象となる手術	倍率
(4) 陰茎切断術	40
(5) 辜丸・副辜丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術 (人工妊娠中絶術および経膈操作を除く。)	20
(7) 膈腸瘻閉鎖術	20
(8) 造膈術	20
(9) 膈壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。)	40
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。)	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。)	10

別表6 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表7 保険金請求書類

提出書類	死亡	後遺障害	入院・手術	通院
1. 保険金請求書	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書	○			
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○			
9. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本	○			
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○			
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○
13. その他当社が第28条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

国内旅行傷害保険特約

〔国内旅行傷害保険とは、本特約を傷害保険普通保険約款にセットしたものをいいます。〕

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者(*1)が旅行行程(*2)中に日本国内において普通約款(*3)第2条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被った場合は、この特約および普通約款の規定に従い保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)のほか、旅行行程中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶(*4)が通常の航路により日本国外を通過する場合またはその航空機もしくは船舶に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出発において、被保険者が日本国外において旅行行程中に被った傷害に対しても、保険金を支払います。
- (3) (1)および(2)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*5)を含みます。

- (*1) 保険証券記載の被保険者をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*2) 保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*3) 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*4) 日本を出発して日本に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。
- (*5) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）の表の②の規定にかかわらず、被保険者が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については保険金を支払いません。
②	乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用車を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間については保険金を支払います。
③	法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間

第3条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険期間(*1)の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) (1)の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までには予定されているにもかかわらず、被保険者が乗客として搭乗している航空機、船舶、車両等の交通機関が第三者による不法な支配を受けたことにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに必要とした時間で、かつ、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、保険責任の終期は延長されるものとします。
- (4) (1)または(3)の規定にかかわらず、当社は、下表のいずれかに掲げる事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険料領収前に生じた事故
②	被保険者の旅行行程開始前および旅行行程終了後に生じた事故

(*1) 保険証券記載の保険期間をいいます。以下この特約において同様とします。

第4条（普通約款の適用除外）

普通約款の下表の規定は適用しません。

①	第11条（保険責任の始期および終期）
②	第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）
③	第22条（保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)または(5)

第5条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	7. 第5条（死亡保険金の支払）(1) 4. 第6条（後遺障害保険金の支払）(1) ウ. 第6条(5) I. 第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(1) 7. 第8条（通院保険金の支払）(1) ハ. 第9条（死亡の推定） ホ. 第10条（他の身体の障害または疾病の影響） リ. 第26条（事故の通知）(1)	第2条（保険金を支払う場合）の傷害	この特約第1条（保険金を支払う場合）の傷害

	箇所	読み替え前	読み替え後
②	第12条（告知義務）(3)の表の③	第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に	この特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故による傷害を被る前に
③	第25条（保険料の返還－解除の場合）(2)から(4)まで	既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料	既経過期間に対応する保険料

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

国内航空傷害保険特約

（国内航空傷害保険とは、本特約を傷害保険普通保険約款にセットしたものをいいます。）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者(*1)が保険証券記載の出発地と目的地の間を飛行する航空機に乗客として搭乗中(*2)に日本国内において普通約款(*3)第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この特約および普通約款の規定に従い保険金を支払います。
- (2) (1)の搭乗中には、出発地から最初の1飛行を終え引き続き最初の1飛行と搭乗日を同じくする接続飛行(*4)の搭乗中を含みます。ただし、定期、不定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に乗客として搭乗する場合には、(1)の傷害のほか下表に掲げる傷害に対しても保険金を支払います。
- (3) 当社は、被保険者が乗客として定期、不定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に搭乗する場合には、(1)の傷害のほか下表に掲げる傷害に対しても保険金を支払います。

①	航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場構内における傷害
②	搭乗航空機が不時着陸した場合において、次のいずれかに該当する間に定期、不定期航空運送事業者の提供する交通乗用具に搭乗中の被保険者が被った傷害 ア. 被保険者が引き続き保険証券記載の目的地へ赴く場合は、目的地に到達するまでの間 イ. 被保険者が保険証券記載の出発地へ戻る場合は、出発地に到着するまでの間

- (4) 当社は、被保険者が乗客として搭乗している航空機が通常の航路により日本国外を通過する場合またはその航空機に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合において、被保険者が日本国外において被った(1)または(3)の傷害に対しても保険金を支払います。

(*1) 保険証券記載の被保険者をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 定期、不定期航空運送事業者が路線を定めて運行

する航空機以外の航空機の場合には、搭乗日(*5)に飛行を開始している航空機に搭乗中に限ります。以下この特約において同様とします。

(*3) 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*4) 最初の1飛行または接続飛行として搭乗予定の航空機が遅延または欠航した場合は最初の1飛行と搭乗日の異なる接続飛行も含みます。

(*5) 保険証券記載の搭乗日をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（保険責任の始期および終期）

当社の保険責任は搭乗日の午前0時(*1)に始まり、被保険者が保険証券記載の搭乗回数を終え航空機から降りた時に終わります。ただし、第1条（保険金を支払う場合）(3)に規定する航空機に乗客として搭乗する被保険者にかかる当社の保険責任の終期は被保険者が保険証券記載の目的地(*2)の飛行場構内(*3)を出た時とします。

(*1) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻をいいます。

(*2) 第1条(3)の表の②イ.の規定が適用される場合は出発地とします。

(*3) 航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場構内をいいます。

第3条（普通約款の適用除外）

この特約については、普通約款の下表の規定は適用しません。

①	第4条（保険金を支払わない場合－その2）
②	第11条（保険責任の始期および終期）
③	第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）
④	第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)および(5)

第4条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第5条（死亡保険金の支払）(1)、第6条（後遺障害保険金の支払）(1)および(5)、第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)、第8条（通院保険金の支払）(1)、第9条（死亡の推定）、第10条（他の身体の障害または疾病の影響）ならびに第26条（事故の通知）(1)	「第2条（保険金を支払う場合）」、「第2条」	この特約第1条（保険金を支払う場合）
第12条（告知義務）(3)の表の③	第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に	この特約第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生する前に
第23条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)	未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。	既に払い込まれた保険料は返還しません。
第25条（保険料の返還—解除の場合）(1)	未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。	既に払い込まれた保険料は返還しません。
第25条(2)および(3)	保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。	既に払い込まれた保険料は返還しません。
第25条(4)	保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。	既に払い込まれた保険料は返還しません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

賠償責任危険担保特約

（略称：賠償責任担保）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が旅行行程(*1)中に事故(*2)により、他人の身体の障害(*3)または他人の財物の損壊(*4)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約、国内旅行特約(*5)および普通約款(*6)の規定に従い保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)のほか、国内旅行特約第1条（保険金を支払う場合）(2)に規定する場合において、被保険者が、日本国外において旅行行程中に生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しても、保険金を支払います。
- (*1) 国内旅行特約第1条の旅行行程をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*2) 日本国内において生じた偶然な事故をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*3) 傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*4) 財物の滅失、汚損または損傷をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*5) 国内旅行傷害保険特約をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*6) 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、下表に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者(*1)または被保険者の故意
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*2)
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	核燃料物質(*3)もしくは核燃料物質(*3)によって汚染された物(*4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑤	②から④までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥	④以外の放射線照射または放射能汚染

- (*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*3) 使用済燃料を含みます。
- (*4) 原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が下表に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
②	専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
③	被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
④	被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、この規定は適用しません。
⑤	被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥	被保険者と同居する親族(*1)および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
⑦	被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、ホテル、旅館等の宿泊施設の客室(*2)に与えた損害については、この規定は適用しません。
⑧	被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑨	被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑩	航空機、船舶(*3)、車両(*3)、銃器(*4)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(*1) 旅行のために一時的に別居する親族を含みます。

(*2) 客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。

(*3) 原動力が専ら人力であるものを除きます。

(*4) 空気銃を除きます。

第4条（支払保険金の範囲）

当社が支払う保険金の範囲は、下表に掲げるものに限ります。

①	被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
②	第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第6条（事故の発生）(1)の表の②に規定する第三者に対する求償権の保全または行使その他損害の発生または拡大を防止するために必要または有益な費用
③	②の損害の発生または拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に必要なとした費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
④	被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に必要なとした費用
⑤	第7条（当会社による解決）に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第5条（保険金の支払額）

当社が支払うべき保険金の額は、下表の金額の合計額とします。

①	1回の事故について、第4条（支払保険金の範囲）の表の①の損害賠償金が保険証券記載の免責金額(*1)を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故について、保険金額(*2)を支払うの限度とします。
②	第4条の表の②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条の表の④の費用は、1回の事故について、同条の表の①に規定する損害賠償金の額が保険金額(*2)を超える場合は、保険金額(*2)の同条の表の①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

(*1) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

(*2) 保険証券記載の保険金額をいいます。

第6条（事故の発生）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、下表に掲げる事項を履行しなければなりません。

①	事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
②	第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害の発生および拡大を防止するために必要ないささいの手段を講ずること。
③	損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
④	損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合は、ただちに書面により当社に通知すること。
⑤	他の保険契約等(*1)の有無および内容(*2)について遅滞なく当社に通知すること。
⑥	①から⑤までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の表の①から⑥までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、下表の金額をそれぞれ控除して支払額を決定します。

①	(1)の表の①、④、⑤または⑥に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
②	(1)の表の②に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
③	(1)の表の③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(*1) 第1条の損害に対して保険金を支払うべき他の保

保険契約または共済契約をいいます。

(※2) 既に他の保険契約等(※1)から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第7条（当会社による解決）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

①	当会社の定める事故状況報告書
②	示談書その他これに代わるべき書類
③	損害を証明する書類
④	保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑤	損害賠償金の支払または被害者の承諾があったことを示す書類
⑥	その他当会社が第10条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの

- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等(※1)がある場合において、それぞれの支払責任額(※2)の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等(※1)から保険金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(※2)
---	-----------------------------	------------------

②	他の保険契約等(※1)から保険金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等(※1)から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※2)を限度とします。
---	--------------------------	---

- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額(※3)の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額(※3)を差し引いた額とします。

(※1) 第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(※2) 他の保険契約等(※1)がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

(※3) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第10条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日(※1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生時の状況、損害または傷害の発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等(※2)の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(※1)からその日を含めて下表に掲げる日数(※3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(※4) 180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③	(1)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
⑤	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者が第8条（保険金の請求）(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(*2) 第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第11条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第12条（先取特権）

(1) 被害者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(*1)について先取特権を有します。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、被害者に支払う場合
③	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被害者が(1)の先取特権を行使したことに伴い、当社から直接、被害者に支払う場合
④	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被害者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(*1)は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(*1) 第4条（支払保険金の範囲）の表の②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条（普通約款の適用除外）

普通約款の下表の規定は適用しません。

①	第3条（保険金を支払わない場合－その1）
②	第4条（保険金を支払わない場合－その2）
③	第26条（事故の通知）
④	第27条（保険金の請求）
⑤	第28条（保険金の支払時期）
⑥	第31条（代位）

第14条（普通約款および国内旅行特約の読み替え）

(1) この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1条（用語の定義）の表の危険	傷害の発生の可能性	損害の発生の可能性
②	第12条（告知義務）(3)の表の③	第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に	この特約第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生する前に
③	第12条(4)	傷害の発生した後に	この特約第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した後に
④	第12条(5)	発生した傷害	発生した損害
⑤	第19条（重大事由による解除）(1)の表の①	傷害を生じさせ	損害を生じさせ
⑥	第19条(2)	傷害	損害

	箇所	読み替え前	読み替え後
⑦	第30条（時効）	第27条（保険金の請求）(1)	この特約第8条（保険金の請求）(1)

(2) この特約については、国内旅行特約を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第3条（保険責任の始期および終期）(4)	傷害に対しては	損害に対しては

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款および国内旅行特約の規定を準用します。

付則－責任保険契約についての先取特権に関する特別

(1) 第12条（先取特権）(1)および(2)の規定は、保険法の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。

(2) 第12条（3）の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権（*1）の譲渡または保険金請求権（*1）を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。

（*1）保険法の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。

携行品損害担保特約

（略称：携行品損害担保）

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が旅行行程（*1）中に事故（*2）によって保険の対象について被った損害に対して、この特約、国内旅行特約（*3）および普通約款（*4）の規定に従い保険金を支払います。

(2) 当社は、(1)のほか、国内旅行特約第1条（保険金を支払う場合）(2)に規定する場合において、日本国外において旅行行程中に生じた偶然な事故によって保険の対象について被った損害に対しても、保険金を支払います。

（*1）国内旅行特約第1条の旅行行程をいいます。以下この特約において同様とします。

（*2）日本国内において生じた偶然な事故をいいます。以下この特約において同様とします。

（*3）国内旅行傷害保険特約をいいます。以下この特約において同様とします。

（*4）傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、下表に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者（*1）または被保険者の故意または重大な過失
②	保険金を受け取るべき者（*2）の故意または重大な過失

③	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 7. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等（*3）を運転している間 4. 酒に酔った状態（*4）で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
④	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（*5）
⑤	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑥	核燃料物質（*6）もしくは核燃料物質（*6）によって汚染された物（*7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑦	④から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑧	⑥以外の放射線照射または放射能汚染
⑨	差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの規定は適用しません。
⑩	保険の対象が通常有する性質や性能の欠如。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかった場合を除きます。
⑪	保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
⑫	保険の対象のすり傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
⑬	保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害についてはこの規定は適用しません。
⑭	保険の対象の置き忘れまたは紛失
⑮	偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的事故。 ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。

（*1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（*2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（*3）自動車または原動機付自転車をいいます。以下この特約において同様とします。

（*4）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

（*5）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（*6）使用済燃料を含みます。

（*7）原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険の対象およびその範囲）

- (1) 保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携帯する被保険者所有の身の回り品に限ります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、下表に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

①	株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等(*1)ならびに通貨等(*2)については保険の対象に含まず。
②	預金証書または貯金証書(*3)、クレジットカードその他これらに準ずる物
③	稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
④	船舶(*4)、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品
⑤	被保険者が普通約款別表 1 に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
⑥	義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
⑦	動物および植物
⑧	その他保険証券記載の物

(*1) 鉄道、船舶および航空機の乗車船券(*5)ならびに航空券(*5)、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 通貨および小切手をいいます。

(*3) 通帳および現金自動支払機用カードを含みます。

(*4) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

(*5) 定期券は除きます。

第4条（損害額の決定）

- (1) 当社が保険金を支払うべき損害の額(*1)は、保険価額(*2)によって定めます。
- (2) 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落(*3)は損害額に含まれません。
- (3) 保険の対象が 1組または 1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)および(2)の規定によって損害額を決定します。
- (4) 第6条（損害の発生）(3)の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- (5) (1)から(4)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。
- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第6条(3)の費用の合計額を損害額とします。
- (7) 保険の対象の 1個、1組または 1対について損害額が 100,000円を超える場合は、当社は、そのものの損害額を 100,000円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券

等または通貨等(*4)である場合において、保険の対象の損害額の合計が50,000円を超えるときは、当社は、それらのものの損害額を50,000円とみなします。

(*1) 以下この特約において「損害額」といいます。

(*2) その損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。以下この特約において同様とします。

(*3) 格落損をいいます。

(*4) 通貨および小切手をいいます。

第5条（支払保険金）

当社が支払うべき保険金の額は、第4条（損害額の決定）の損害額から、1回の事故について保険証券記載の免責金額(*1)を差し引いた残額とします。ただし、保険証券記載の保険金額をもって、保険期間中の支払の限度とします。

(*1) 支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。

第6条（損害の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について第1条（保険金を支払う場合）の損害が発生したことを知った場合は、下表に掲げる事項を履行しなければなりません。

①	損害の発生および拡大の防止につとめること。
②	損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
③	損害が盗難によって生じた場合には、ただちに警察署へ届け出ること。ただし、下記の場合にはこのほかに各々次の届出をただちに行うこと。 7. 盗難にあった保険の対象が小切手の場合は、その小切手の振出人(*1)および支払金融機関への届出 1. 盗難にあった保険の対象が乗車券等の場合は、その運輸機関(*2)または発行者への届出
④	他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
⑤	他の保険契約等(*3)の有無および内容(*4)について遅滞なく当社に通知すること。
⑥	①から⑤までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の表の①から⑥までに規定する義務に違反した場合は、当社は、下表の金額を差し引いて保険金を支払います。

①	(1)の表の①に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
②	(1)の表の②、③、⑤または⑥に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額

③	(1)の表の④に違反した場合は、他人から損害の賠償を受けることによって取得することができたと認められる額
---	--

(3) 当社は、下表に掲げる費用を支払います。

①	(1)の表の①の損害の発生または拡大の防止のために必要とした費用のうちで社会通念上必要または有益であったと認められるもの
②	(1)の表の④の手續のために必要な費用

(*)1) 被保険者が振出人である場合を除きます。

(*)2) 宿泊券の場合はその宿泊施設とします。

(*)3) 第1条の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*)4) 既に他の保険契約等(*)3)から保険金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第7条 (保険金の請求)

(1) 当社に対する保険金請求権は、第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

①	当社の定める事故状況報告書
②	警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限りです。
③	保険の対象の損害の程度を証明する書類
④	保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑤	その他当社が第10条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの

(3) 当社は、事故の内容または損害額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、

(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条 (被害物の調査)

保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、保険の対象および損害の調査と関連して当社が必要と認める事項を調査することができます。

第9条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等(*)1)がある場合において、それぞれの

支払責任額(*)2)の合計額が、損害額を超えるときは、当社は、下表に掲げる額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等(*)1)から保険金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(*)2)
②	他の保険契約等(*)1)から保険金が支払われた場合	損害額から、他の保険契約等(*)1)から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)2)を限度とします。

(2) (1)の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額(*)3)の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額(*)3)を差し引いた額とします。

(*)1) 第1条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*)2) 他の保険契約等(*)1)がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

(*)3) 支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。

第10条 (保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(*)1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害額(*)2)、事故と損害との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等(*)3)の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*)1)からその日を含めて下表に掲げる日数(*)4)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*)5) 180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査60日
④	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(※6)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(※1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第7条(保険金の請求)(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(※2) 保険価額を含みます。

(※3) 第1条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(※4) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(※5) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(※6) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第11条(盗難品発見後の通知義務)

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その事実を当社に通知しなければなりません。

第12条(残存物および盗難品の帰属)

- (1) 当社が保険金を支払った場合は、保険の対象の残存物は、当社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、被保険者の所有に属するものとします。
- (2) 盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第6条(損害の発生)(3)の表の①の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。
- (4) 盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払った場合は、その保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権は支払った保険金の額の保険価額(※1)に対する割合によって、当社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額(※2)を当社

に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

- (5) (2)または(4)のただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害額は第4条(損害額の決定)の規定によって決定します。

(※1) 保険の対象が乗車券等の場合は損害額をいいます。

(※2) 第6条(3)の表の①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第13条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(※1)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(※1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第14条(普通約款の適用除外)

普通約款の下表の規定は適用しません。

①	第3条(保険金を支払わない場合—その1)
②	第4条(保険金を支払わない場合—その2)
③	第26条(事故の通知)
④	第27条(保険金の請求)
⑤	第28条(保険金の支払時期)
⑥	第31条(代位)

第15条(普通約款および国内旅行特約の読み替え)

- (1) この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1条(用語の定義)の表の危険	傷害の発生の可能性	損害の発生の可能性

	箇所	読み替え前	読み替え後
②	第12条（告知義務）(3)の表の③	第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に	この特約第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生する前に
③	第12条（4）	傷害の発生した後に	損害の発生した後に
④	第12条（5）	発生した傷害	発生した損害
⑤	第19条（重大事由による解除）(1)の表の①	傷害を生じさせ	損害を生じさせ
⑥	第19条（2）	傷害	損害
⑦	第30条（時効）	第27条（保険金の請求）(1)	この特約第7条（保険金の請求）(1)

(2) この特約については、国内旅行特約を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第3条（保険責任の始期および終期）(4)	傷害に対しては	損害に対しては

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および国内旅行特約の規定を準用します。

救援者費用等担保特約 (略称：救援者費用等担保)

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が下表に掲げる場合のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用を、この特約、国内旅行特約(*1)および普通約款(*2)の規定に従い、救援者費用等保険金としてその費用の負担者に支払います。

①	旅行行程(*3)中に被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または被保険者が山岳登山(*4)中に遭難した場合
②	旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索もしくは救助活動を必要とする状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
③	旅行行程中に被った国内旅行特約第1条（保険金を支払う場合）の傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院(*5)した場合

(2) (1)の表の③の入院とは、医師(*6)による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(3) (1)の表の①の山岳登山は中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定日午後48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の親族もしくはこれらに代わる者が下表に掲げるもの

のいずれかに対して、被保険者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。

①	警察その他の公的機関
②	サルベージ会社または航空会社
③	遭難救助隊

(*1) 国内旅行傷害保険特約をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*3) 国内旅行特約第1条の旅行行程をいいます。以下この特約において同様とします。

(*4) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。以下この特約において同様とします。

(*5) 他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために必要とした期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りです。

(*6) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当社は、下表に掲げる事由のいずれかによって第1条（保険金を支払う場合）(1)の表に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

①	保険契約者(*1)または被保険者の故意または重大な過失
②	救援者費用等保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が救援者費用等保険金の一部の受取人である場合には、救援者費用等保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たない自動車等(*2)を運転している間 イ. 酒に酔った状態(*3)で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
⑤	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑥	被保険者の妊娠、出産または流産
⑦	被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が救援者費用等保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、救援者費用等保険金を支払います。
⑧	被保険者に対する刑の執行
⑨	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*4)
⑩	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑪	核燃料物質(*5)もしくは核燃料物質(*5)によって汚染された物(*6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑫	⑨から⑩までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑬	⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、被保険者が下表のいずれかに該当する間に生

じた事故によって第1条(1)の表に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救護者費用等保険金を支払いません。

①	乗用具(*7)を用いて競技等(*8)をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等(*8)をしている間については、救護者費用等保険金を支払います。
②	乗用具(*7)を用いて競技等(*8)を行うことを目的とする場所において、競技等(*8)に準ずる方法または態様により乗用具(*7)を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等(*8)に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間については、救護者費用等保険金を支払います。
③	法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*8)をしている間または競技等(*8)に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間

(3) 当社は、被保険者が頸(けい)部症候群(*9)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第1条(保険金を支払う場合)(1)の表の③の入院をしたことにより発生した費用に対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、救護者費用等保険金を支払いません。

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 自動車または原動機付自転車をいいます。以下この特約において同様とします。

(*3) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(*4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(*5) 使用済燃料を含みます。

(*6) 原子核分裂生成物を含みます。

(*7) 自動車等、モーターボート(*10)、ゴーカー、スノーモービルその他これらに類する乗用具をいいます。

(*8) 競技(*11)、競争(*11)、興行(*11)または試運転(*12)をいいます。

(*9) いわゆる「おちうち症」をいいます。

(*10) 水上オートバイを含みます。

(*11) いずれもそのための練習を含みます。

(*12) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合-その2)

当社は、被保険者が普通約款別表1に掲げる運動等を行っている間に生じた事故によって第1条(保険金を支払う場合)(1)の表に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する保険料を支払っていないときは、

救護者費用等保険金を支払いません。

第4条(費用の範囲)

第1条(保険金を支払う場合)(1)の費用とは、下表に掲げるものをいいます。

①	捜索救助費用	遭難した被保険者を捜索(*1)する活動に必要なとした費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。ただし、被保険者が山岳登山の行程中に遭難したことによって支払った費用は含みません。
②	交通費	救護者(*2)の現地(*3)までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救護者(*2)2名を限度とします。ただし、第1条(1)の表の②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(*1)もしくは救助活動が終了した後現地(*3)に赴く救護者(*2)にかかる費用は除きます。
③	宿泊料	現地(*3)および現地(*3)までの行程における救護者(*2)のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救護者(*2)2名を限度とし、かつ、1名について14日分を限度とします。ただし、第1条(1)の表の②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(*1)もしくは救助活動が終了した後現地(*3)に赴く救護者(*2)にかかる費用は除きます。
④	移送費用	死亡した被保険者を現地(*3)から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために必要とした遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を保険証券記載の被保険者の住所もしくは病院もしくは診療所へ移転するために必要とした移転費(*4)をいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から控除します。
⑤	諸雑費	救護者(*2)または被保険者が現地(*3)において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等をいい、30,000円を限度とします。

(*1) 捜索、救助または移送をいいます。

(*2) 被保険者の捜索(*1)、看護または事故処理を行うために現地(*3)へ赴く被保険者の親族をいい、これらの者の代理人を含みます。

(*3) 事故発生地または被保険者の収容地をいいます。

(*4) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを必要とする場合には、その費用を含みます。

第5条（保険金の支払）

当社は、第4条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当と認められる部分についてのみ救済者費用等保険金を支払います。ただし、被保険者または救済者費用等保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、救済者費用等保険金を支払いません。

第6条（当会社の責任限度額）

当社が支払うべき救済者費用等保険金の額は保険期間を通じ、保険証券記載の救済者費用等保険金額をもって限度とします。

第7条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の表に掲げる場合のいずれかに該当したときは、保険契約者、被保険者または救済者費用等保険金を受け取るべき者は、第1条(1)の表に掲げる場合のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に下表に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

①	第1条(1)の表の①または②の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生状況
②	第1条(1)の表の③の場合は、事故発生状況および傷害の程度

- (2) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または救済者費用等保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等(*1)の有無および内容(*2)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または救済者費用等保険金を受け取るべき者は、(1)または(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または救済者費用等保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)、(2)または(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて救済者費用等保険金を支払います。

(*1) 第1条(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*2) 既に他の保険契約等(*1)から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または救済者費用等保険金を受け取るべき者が救済者費用等保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

①	被保険者が第1条(1)の表に掲げる場合のいずれかに該当したことを証明する書類
②	救済者費用等保険金の支払を受けようとする第4条（費用の範囲）の表に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
③	救済者費用等保険金の請求を第三者に委任する場合には、救済者費用等保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
④	その他当社が第10条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの

- (3) 被保険者に救済者費用等保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、救済者費用等保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってそのことについて当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として救済者費用等保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に救済者費用等保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に救済者費用等保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*1)または②以外の3親等内の親族

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの救済者費用等保険金の請求に対して、当社が救済者費用等保険金を支払った後に、重複して救済者費用等保険金の請求を受けたとしても、当社は、救済者費用等保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または救済者費用等保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または救済者費用等保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて救済者費用等保険金を支払います。

(*1) 法律上の配偶者に限ります。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等(*1)がある場合において、それぞれの支払責任額(*2)の合計額が、費用の額を超えるときは、当社は、下表に掲げる額を救済者費用等保険金として支払います。

①	他の保険契約等(*1)から保険金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(*2)
---	-----------------------------	------------------

②	他の保険契約等(*1)から保険金が支払われた場合	費用の額から、他の保険契約等(*1)から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*2)を限度とします。
---	--------------------------	---

(*)1 第1条（保険金を支払う場合）(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*)2 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した支払うべき救済者費用等保険金の額をいいます。

第10条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当社が救済者費用等保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、救済者費用等保険金を支払います。

①	救済者費用等保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、費用または傷害の発生の有無および被保険者に該当する事実
②	救済者費用等保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、救済者費用等保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	救済者費用等保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額または傷害の程度、事故と費用または傷害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等(*2)の有無および内容、費用について保険契約者、被保険者または被保険者の親族が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき救済者費用等保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表に掲げる日数(*3)を経過する日までに、救済者費用等保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または救済者費用等保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*4) 180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
③	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
④	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または救済者費用等保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または救済者費用等保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者または救済者費用等保険金を受け取るべき者が第8条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(*2) 第1条（保険金を支払う場合）(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第11条（代位）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）(1)の費用について、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当社がその費用に対して救済者費用等保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した第1条(1)の費用全額を救済者費用等保険金として支払った場合	保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の全額
②	①以外の場合	保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の額から、救済者費用等保険金が支払われていない保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した第1条(1)の費用の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および救済者費用等保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(*) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第12条（普通約款の適用除外）

普通約款の下表の規定は適用しません。

①	第3条（保険金を支払わない場合—その1）
②	第4条（保険金を支払わない場合—その2）
③	第26条（事故の通知）
④	第27条（保険金の請求）
⑤	第28条（保険金の支払時期）
⑥	第31条（代位）

第13条（普通約款および国内旅行特約の読み替え）

(1) この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1条（用語の定義）の表の危険	傷害の発生の可能性	この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の費用の発生の可能性
②	第12条（告知義務）(3)の表の③	第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に	この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の表の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する前に
③	第12条(4)	傷害の発生した後に	この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の表の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当した後
④	第12条(5)	発生した傷害	発生したこの特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の費用
⑤	第19条（重大事由による解除）(1)の表の①	傷害を生じさせ	この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の費用を生じさせ
⑥	第19条(2)	傷害の発生した	この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の費用の発生した
⑦	第30条（時効）	第27条（保険金の請求）(1)	この特約第8条（保険金の請求）(1)

(2) この特約については、国内旅行特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第3条（保険責任の始期および終期）(4)	下表のいずれかに掲げる事故による傷害	下表のいずれかに掲げる費用

	箇所	読み替え前	読み替え後
②	第3条(4)の表	生じた事故	この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の表の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および国内旅行特約の規定を準用します。

臨時費用担保特約（国内旅行用）

（略称：臨時費用担保）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が国内旅行特約(*)第1条（保険金を支払う場合）の旅行行程中に第三者の行為によって国内旅行特約第1条の傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、それによって臨時に生ずる費用に対して、この特約、国内旅行特約および普通約款(*)2の規定に従い臨時費用保険金を支払います。

(*) 国内旅行傷害保険特約をいいます。以下この特約において同様とします。

(*)2 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）のほか、被保険者と生計を共にする同居の親族の行為によって生じた傷害に対しても、保険金を支払いません。

第3条（臨時費用保険金の支払額）

当社は、60万円を臨時費用保険金として、死亡保険金受取人に支払います。

第4条（保険金の請求）

保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通約款第27条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほか、傷害が第三者の行為によって生じたものであることを証明する書類を当会社に提出しなければなりません。

第5条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第5条（死亡保険金の支払）(2)および(3)	死亡保険金を	臨時費用保険金を
②	第27条（保険金の請求）(1)	死亡保険金	臨時費用保険金

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および国内旅行特約の規定を準用します。

留守宅家財盗難担保特約 （略称：留守宅家財盗難）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が国内旅行特約（*1）第1条（保険金を支払う場合）の旅行行程中に保険証券記載の住居内に収容されている保険の対象である家財について盗難（*2）によって被った損害に対して、この特約、国内旅行特約および普通約款（*3）の規定に従い保険金を支払います。

（*1）国内旅行傷害保険特約をいいます。以下この特約において同様とします。

（*2）窃盗または強盗のために生じた盗取、損傷または汚損をいいます。以下この特約において同様とします。

（*3）傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、下表に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者（*1）または被保険者の故意または重大な過失
②	保険金を受け取るべき者（*2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。
③	保険契約者（*1）および被保険者の親族、使用人、同居人ならびに住居を管理する者が自らなした盗難または荷担した盗難
④	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または騒ぎ（*3）の際における盗難
⑤	火災または破裂もしくは爆発の際における盗難
⑥	地震、噴火もしくはこれらによる津波、風災、水災または雪害その他の天災の際における盗難
⑦	核燃料物質（*4）または核燃料物質（*4）によって汚染された物（*5）の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故の際における盗難
⑧	④から⑦までの事由に随伴して生じた事故の際における盗難またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた盗難
⑨	⑦以外の放射線照射または放射能汚染の際における盗難
⑩	保険の対象が屋外にある間に生じた盗難
⑪	旅行終了後60日以内に知ることができなかった盗難

（*1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（*2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（*3）群衆または多数の者の集団の行動によって、数街区もしくはこれに準ずる規模またはそれ以上の範囲にわたり平穩が害されるかまたは被害が生ずる状態をいいます。以下この特約において同様とします。

（*4）使用済燃料を含みます。

（*5）原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険の対象の範囲）

（1）被保険者と生計を共にする親族の所有する物は、保険の対象に含まれます。

（2）下表に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

①	株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、通貨および小切手については保険の対象に含まれます。
②	預金証書または貯金証書（*1）、クレジットカードその他これらに準ずる物
③	船舶（*2）、自動車、原動機付自転車、自転車およびこれらの付属品
④	動物および植物

（3）下表に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれないものとします。

①	貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品
②	稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物

（*1）通帳および現金自動支払機用カードを含みます。

（*2）ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

第4条（損害額の決定）

（1）当社が保険金を支払うべき損害の額（*1）は、保険価額（*2）によって定めます。

（2）保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落（*3）は損害額に含めません。

（3）保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、（1）および（2）の規定によって損害額を決定します。

（4）第6条（盗難の発生）（3）の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および（1）から（3）までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。

（5）（1）から（4）までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。

（6）保険の対象の1個、1組または1対についての損害額が100,000円を超える場合は、当社は、そのものの損害額を100,000円とみなします。ただし、保険の対象が通貨および小切手である場合において、保険の対象の損害額の合計が50,000円を超えるときは、当社は、それらのものの損害額を50,000円とみなします。

- (*) 以下この特約において「損害額」といいます。
- (*)2 その損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*)3 格落損をいいます。

第5条（支払保険金）

当社が支払うべき保険金の額は、第4条（損害額の決定）の損害額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額（*1）を差し引いた残額とします。ただし、保険証券記載の保険金額をもって、保険期間中の支払の限度とします。

（*1）支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。

第6条（盗難の発生）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について第1条（保険金を支払う場合）の盗難が発生したことを知った場合は、下表に掲げる事項を履行しなければなりません。

①	損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名をその原因となった事故の発生日からその日を含めて30日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
②	保険の対象が盗難にあったことをただちに警察署に届け出ること。盗難にあった保険の対象が小切手の場合は、警察署のほか、その小切手の振出人（*1）および支払金融機関にただちに届け出ること。
③	盗取された保険の対象の発見、回収に努めること。
④	他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
⑤	他の保険契約等（*2）の有無および内容（*3）について遅滞なく当社に通知すること。
⑥	①から⑤までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の表の①から⑥までに規定する義務に違反した場合は、当社は、下表の金額を差し引いて保険金を支払います。

①	(1)の表の③に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
②	(1)の表の①、②、⑤または⑥に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
③	(1)の表の④に違反した場合は、他人から損害の賠償を受けることによって取得することができたと認められる額

(3) 当社は、下表に掲げる費用を支払います。

①	(1)の表の③の保険の対象の発見、回収に必要な費用のうちで社会通念上必要または有益であったと認められるもの
②	(1)の表の④の手続のために必要な費用

（*1）被保険者が振出人である場合を除きます。

(*)2 第1条の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*)3 既に他の保険契約等（*2）から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第7条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の盗難による損害が発生した時から発生し、これを行使用することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

①	当社の定める事故状況報告書
②	警察署の盗難届出証明書
③	保険の対象の損害の程度を証明する書類
④	保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑤	その他当社が第10条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことができない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの

(3) 当社は、事故の内容または損害額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（盗難の際の調査）

保険の対象について盗難が発生した場合は、当社は、保険の対象および損害の調査と関連して当社が必要と認める事項を調査することができます。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等（*1）がある場合において、それぞれの支払責任額（*2）の合計額が、損害額を超えるときは、当社は、下表に掲げる額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等（*1）から保険金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（*2）
②	他の保険契約等（*1）から保険金が支払われた場合	損害額から、他の保険契約等（*1）から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*2）を限度とします。

(2) (1)の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に

免責金額(*3)の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額(*3)を差し引いた額とします。

(*)1 第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*)2 他の保険契約等(*)1がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

(*)3 支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。

第10条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日(*)1からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生時の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害額(*2)、事故と損害との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等(*3)の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*)1からその日を含めて次に掲げる日数(*4)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*5) 180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
③	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
④	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*6)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、

被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*)1 被保険者または保険金を受け取るべき者が第7条（保険金の請求）(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(*)2 保険価額を含みます。

(*)3 第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*)4 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*)5 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*)6 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第11条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。

第12条（盗難品の帰属）

(1) 盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第6条（盗難の発生）(3)の表の①の費用を除き、その回収物について盗難の損害を、生じなかったものとみなします。

(2) 盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払った場合は、その保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権は支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって当社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額(*)1を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(3) (1)または(2)のただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害額は第4条（損害額の決定）の規定によって決定します。

(*)1 第6条(3)の表の①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第13条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*)1を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
---	------------------------	----------------

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のための支払特約

(略称：死亡・後遺、入院のみ)

当会社は、この特約により、傷害保険普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

包括契約に関する特約 (毎月報告・毎月精算用)

(略称：包括 (毎月報告・毎月精算))

第1条(暫定保険料)

(1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料(*1)を当会社に支払わなければなりません。

(2) 普通約款(*2)第11条(保険責任の始期および終期)(3)の規定および普通約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

(*1) 保険証券記載の暫定保険料をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条(帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第3条(通知)

(1) 保険契約者は、通知日(*1)までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。

(2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\text{各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{遅滞または脱漏の生じた通知日(*1)以前に実際に行われた通知に基づく第4条(確定保険料)の確定保険料の合計額}} \times \text{遅滞または脱漏の生じた通知日(*1)以前に遅滞および脱漏がなかった場合の第4条の確定保険料の合計額}$$

(3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適

②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額
---	--------	--

(2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第14条(普通約款の適用除外)

普通約款の下表の規定は適用しません。

①	第3条(保険金を支払わない場合—その1)
②	第4条(保険金を支払わない場合—その2)
③	第26条(事故の通知)
④	第27条(保険金の請求)
⑤	第28条(保険金の支払時期)
⑥	第31条(代位)

第15条(普通約款および国内旅行特約の読み替え)

(1) この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1条(用語の定義)の表の危険	傷害の発生の可能性	損害の発生の可能性
②	第12条(告知義務)(3)の表の③	第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に	この特約第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生する前に
③	第12条(4)	傷害の発生した後に	損害の発生した後に
④	第12条(5)	発生した傷害	発生した損害
⑤	第19条(重大事由による解除)(1)の表の①	傷害を生じさせ	損害を生じさせ
⑥	第19条(2)	傷害	損害
⑦	第30条(時効)	第27条(保険金の請求)(1)	この特約第7条(保険金の請求)(1)

(2) この特約については、国内旅行特約の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
	第3条(保険責任の始期および終期)(4)	傷害に対しては	損害に対しては

第16条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および国内旅行特約の規定を準用します。

用しません。

- (4) (2)の規定は、当社が、(2)の通知の故意もしくは重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日(*1)から5年を経過した場合には適用しません。

(*1) 保険証券記載の通知日をいいます。

第4条(確定保険料)

- (1) 保険契約者は、確定保険料(*1)を払込期日(*2)までに払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の確定保険料(*1)の払込期日(*2)後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当社は、その確定保険料(*1)を算出するための通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 第1条(暫定保険料)の暫定保険料は、最終の払込期日(*2)に払い込まれるべき確定保険料(*1)との間で、その差額を精算します。

(*1) 第3条(通知)(1)の通知に基づく確定保険料をいいます。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通約款の規定を準用します。

包括契約に関する特約 (毎月報告・一括精算用)

(略称：包括(毎月報告・一括精算))

第1条(暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料(*1)を当社に支払わなければなりません。
- (2) 普通約款(*2)第11条(保険責任の始期および終期)(3)の規定および普通約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

(*1) 保険証券記載の暫定保険料をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条(帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその関

覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第3条(通知)

- (1) 保険契約者は、通知日(*1)までに、1か月間の被保険者数その他の当社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\begin{array}{l} \text{各被保険者の} \\ \text{保険金額、入院保} \\ \text{険金日額および通院} \\ \text{保険金日額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{保険証券記} \\ \text{載の被保険} \\ \text{者1名あた} \\ \text{りの保険金} \\ \text{額、入院保} \\ \text{険金日額および通院保} \\ \text{険金日額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{遅滞または脱漏の生じ} \\ \text{た通知日(*1)以前に実} \\ \text{際に行われた通知に基} \\ \text{づく第4条(確定保険} \\ \text{料)の確定保険料の合} \\ \text{計額} \\ \text{遅滞または脱漏の生じ} \\ \text{た通知日(*1)以前に遅} \\ \text{滞および脱漏がなかつ} \\ \text{た場合の第4条の確定} \\ \text{保険料の合計額} \end{array}$$

- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。
- (4) (2)の規定は、当社が、(2)の通知の故意もしくは重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日(*1)から5年を経過した場合には適用しません。

(*1) 保険証券記載の通知日をいいます。

第4条(確定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料(*1)と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- (2) 保険期間の途中で毎月の確定保険料(*1)の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が(2)の規定による追加暫定保険料の支払を怠った場合(*2)は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (2)の規定による追加暫定保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(*1) 第3条(通知)(1)の通知による被保険者数に基づき

算出した確定保険料をいいます。

(※2) 当社が、保険契約者に対し追加暫定保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

遭難捜索費用担保特約

(略称：遭難捜索費用)

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が日本国内において山岳登山(※1)の行程中に遭難したことによって支出した費用を、この特約および普通約款(※2)の規定に従い保険金として支払います。

(2) (1)の「費用」とは、捜索者(※3)に対し、捜索費用(※4)のうち、捜索者からの請求にもつぎ被保険者が支払った費用で、かつ、社会通念上妥当と認められた費用をいいます。

(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

(※2) 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(※3) 捜索(※5)活動に従事した者をいいます。以下この特約において同様とします。

(※4) 捜索(※5)に必要なとした費用をいいます。

(※5) 遭難した被保険者を捜索、救出または移送することをいいます。以下この特約において同様とします。

第2条(遭難の発生)

当社は、被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定期日後48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の親族が下表に掲げるもののいずれかに対し、被保険者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。

①	警察、消防団その他の公的機関
②	被保険者の所属する山岳会またはその他の山岳会
③	有料遭難救助隊

第3条(被保険者が死亡した場合の保険金受取人)

当社は、被保険者が死亡して発見された場合または第1条(保険金を支払う場合)の費用を捜索者に対して支払う前に死亡した場合は、被保険者の法定相続人のうち、その費用を負担した者に対し保険金を支払います。被保険者に法定相続人のない場合には、その者に代わって費用を負担した者に対し保険金を支払います。

第4条(当社の責任限度額)

当社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第5条(事故の通知)

(1) 被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の費用が

発生することを知った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、遭難した日もしくは遭難が発生したものとみなした日からその日を含めて30日以内に遭難発生状況を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は他の保険契約等(※1)の有無および内容(※2)について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1)または(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)、(2)または(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(※1) 第1条(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(※2) 既に他の保険契約等(※1)から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第6条(保険金の請求)

(1) 当社に対する保険金請求権は、第1条(保険金を支払う場合)の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券、保険金請求書および下表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

①	遭難が発生したことおよび捜索活動が行われたことを証明する書類
②	捜索費用(※1)の支出明細書およびその支出を証明する書類
③	保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
④	その他当社が第8条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってそのことを当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者(※2)
---	--------------------------

②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*2)または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、遭難の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 捜索に必要とした費用をいいます。

(*2) 法律上の配偶者に限ります。

第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等(*1)がある場合において、それぞれの支払責任額(*2)の合計額が、費用の額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等(*1)から保険金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(*2)
②	他の保険契約等(*1)から保険金が支払われた場合	費用の額から、他の保険契約等(*1)から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*2)を限度とします。

(*1) 第1条 (保険金を支払う場合) (1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*2) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

第8条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、遭難の原因、遭難発生の状況、費用発生の有無および被保険者に該当する事実
---	---

②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額、遭難と費用との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等(*2)の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて次に掲げる日数(*3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*4) 180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
③	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
④	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第6条 (保険金の請求) (2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(*2) 第1条 (保険金を支払う場合) (1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第9条 (代位)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)(1)の費用について、被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が、被保険者が負担した第1条(1)の費用全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない被保険者が負担した第1条(1)の費用の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第10条 (普通約款の適用除外)

この特約の規定が適用される場合には、普通約款第28条(保険金の支払時期)の規定は適用しません。

第11条 (普通約款の読み替え)

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第30条(時効)	第27条(保険金の請求)(1)	この特約第6条(保険金の請求)(1)

第12条 (準用規定等)

- (1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通約款の規定を準用します。
- (2) この特約が国内旅行傷害保険特約に付帯されている場合には、下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1条(保険金を支払う場合)(1)	この特約および普通約款(*2)	この特約、国内旅行傷害保険特約および普通約款(*2)
②	第12条(準用規定等)(1)	普通約款	国内旅行傷害保険特約および普通約款

後遺障害保険金の追加支払に関する特約

(略称：後遺障害追加)

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、普通約款(*1)第6条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった普通約款第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、当社が支払った後遺障害保険金の額と同じ額を追加して被保険者に支払います。

(*1) 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条 (保険金の請求)

当社に対する保険金請求権は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第3条 (普通約款の読み替え)

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第30条(時効)	第27条(保険金の請求)(1)	この特約第2条(保険金の請求)

法人契約特約

(略称：法人特約)

第1条 (保険金の支払)

- (1) 当会社は、この特約により、普通約款(*1)第6条(後遺障害保険金の支払)から第8条(通院保険金の支払)までの規定にかかわらず、普通約款およびこれに付帯する特約に基づいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金についても死亡保険金受取人に支払います。

- (2) この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金の追加支払に関する特約が付帯されている場合は、当会社は、同特約の規定にかかわらず、同特約に基づいて支払われる保険金についても(1)の死亡保険金受取人に支払います。

(*1) 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条 (普通約款の適用除外)

普通約款第32条(死亡保険金受取人の変更)(9)の規定は適用しません。

死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約

(略称：死亡・後遺障害のみ)

当会社は、この特約により、傷害保険普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険

金のみを支払うものとします。

共同保険に関する特約

(略称：共同保険特約)

第1条(独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条(幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生時の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条(幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条(幹事保険会社の行う事項)の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条(保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

旅行業者が付保する国内旅行傷害保険契約に関する特約

(この特約をセットしたご契約に適用されます。)

当社は、この特約により、被保険者が保険証券記載の旅行に参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間を、国内旅行傷害保険特約第1条(保険金を支払う場合)の旅行行程とみなします。

クレジットカードによる保険料支払に関する特約

(略称：クレジットカード払に関する特約)

第1条(クレジットカードによる保険料支払の承認)

当社は、この特約に従い、クレジットカード(*1)により、保険契約者が、この保険契約の保険料(*2)を支払うことを承認します。ただし、クレジットカード発行会社が会員規約等によりクレジットカードの使用を認めたと者または会員として認めたと法人もしくは団体と保険契約者が同一である場合に限りです。

(*1) 当社の指定するクレジットカードをいいます。

以下この特約において同様とします。

(*2) 異動時の追加保険料を含みます。以下この特約において同様とします。

第2条(保険料領収前に生じた事故の取扱い)

(1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または異動承認請求時に保険料のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当社は、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時(*1)以後、普通約款(*2)およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

①	当社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、この規定は適用しません。
②	会員規約等に定める手続が行われない場合

(*1) 保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

(*2) この特約が付帯された普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第3条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

(1) 第2条(保険料領収前に生じた事故の取扱い)(2)の表の①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が滞りなくその保険料を支払ったときは、

- 第2条(2)の規定にかかわらず同条(1)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条(保険料の返還の特則)

普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、クレジットカード発行会社からの保険料相当額の全額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、第3条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用しクレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、この規定は適用しません。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

戦争危険等免責に関する一部修正特約 (略称：戦争危険免責一部修正)

- (1) 当会社は、この特約に従い、普通約款(*1)第3条(保険金を支払わない場合—その1)(1)の表の⑨の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- 「⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*5)。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為(政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。)を除きます。」
- (2) 当会社は、普通約款第3条(1)の表の⑨以外の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約に、普通約款第3条(1)の表の⑨と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。
- (*1) 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

企業等の災害補償規定等特約 (略称：企業等災害補償)

第1条(用語の定義)

この特約にいう災害補償規定等とは、保険契約者が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行うことを定めた規定をいいます。

第2条(死亡保険金の支払)

- (1) 当会社は、この特約により、普通約款等(*1)の規定にかかわらず、保険契約者を死亡保険金受取人とします。ただ

し、保険契約者が企業等の連合体の場合には被保険者の所属する企業等とし、この場合には本特約の規定において「保険契約者」とあるのは「被保険者が所属する企業等」と読み替えて適用します。

- (2) (1)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通約款等の規定に従います。ただし、下表に掲げる金額(*2)を限度とします。

①	保険金の請求書類が第4条(保険金の請求)の表の①の場合	遺族補償額(*3)の範囲内で、受給者(*4)が了知している保険金の請求額
②	保険金の請求書類が第4条の表の②の場合	受給者が保険契約者から受領した金銭の額
③	保険金の請求書類が第4条の表の③の場合	保険契約者が受給者へ支払った金銭の額

- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、保険契約者が第4条の書類を提出できない場合には、当会社は被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (4) (3)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通約款等の規定にしたがいます。ただし、遺族補償額(*3)(*2)を限度とします。

- (*1) この特約が付帯された普通保険約款または特約をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*2) 他の保険契約等(*5)があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約等(*5)によって支払われた金額を控除した残額をいいます。
- (*3) 災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいいます。
- (*4) 災害補償規定等の受給者をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*5) 災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約または共済契約をいいます。以下この特約において同様とします。

第3条(保険料の返還)

第2条(死亡保険金の支払)(2)ただし書または同条(4)ただし書により死亡保険金の支払額を減額する場合には、既に払い込まれた保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

第4条(保険金の請求)

保険契約者が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通約款等に定められた書類の他に、下表に掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。

①	受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
②	受給者が保険契約者から金銭を受領したことを証する書類
③	保険契約者が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

MEMO

MEMO

特約正式名称

賠償責任担保	賠償責任危険担保特約	P.21
携行品損害担保	携行品損害担保特約	P.25
救援者費用等担保	救援者費用等担保特約	P.29
臨時費用担保	臨時費用担保特約(国内旅行用)	P.33
留守宅家財盗難	留守宅家財盗難担保特約	P.34
死亡・後遺、入院のみ	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	P.37
包括(毎月報告・毎月精算)	包括契約に関する特約(毎月報告・毎月精算用)	P.37
包括(毎月報告・一括精算)	包括契約に関する特約(毎月報告・一括精算用)	P.38
遭難捜索費用	遭難捜索費用担保特約	P.39
後遺障害追加	後遺障害保険金の追加支払に関する特約	P.41
法人特約	法人契約特約	P.41
死亡・後遺障害のみ	死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	P.41
共同保険特約	共同保険に関する特約	P.42
(料率コード 501~505)	旅行業者が付保する国内旅行傷害保険契約に関する特約	P.42
クレジットカード払に関する特約	クレジットカードによる保険料支払に関する特約	P.42
戦争危険免責一部修正 ^(*)	戦争危険等免責に関する一部修正特約	P.43
企業等災害補償	企業等の災害補償規定等特約	P.43

(*) 保険証券または契約証に表示がない場合でも自動的にセットされます。

この「ご契約のしおり」は、既に販売を停止した特約も掲載されております。



TOKIOMARINE
NICHIDO

お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-868-100

受付時間: 午前9時～午後8時(平日、土日祝とも)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内 1-2-1 〒100-8050
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>